

第 23 回 最上川水系流域委員会 議事概要

日時：平成 29 年 11 月 28 日（火）14:00～16:00

場所：山形県自治会館 会議室 401 号

- ：委員からの質問・意見
- ：事務局からの説明・回答（国）
- ：事務局からの説明・回答（県）

議事 1：最上川水系河川整備計画（大臣管理区間）【変更原案】について

（委員長）

- パブコメの意見・対応方針、及び山形県の流木緊急点検結果は HP で公表されるか。
- パブコメの意見・対応方針は、本委員会の HP で公表する。
- 流木緊急点検結果は国に報告しており、どういう形で公表するのかは決まっていない。

（委員）

- 資料 3-1 の 3 頁、総合的な実施に関する内容と充実に、「環境学習やカヌー等の体験型イベント等」と具体的な記載をしてしまうと、単発的なイベントだけを実施してしまい、持続性がなくなってしまうか。

（委員長）

- 本文は、具体的な部分だけ除いて、取組みはするという形で、「子供から親世代までを対象とした」を前に持ってきて、「子供から親世代までを対象とした川に親しみを持ってもらうための取組み……」ではいかがか。
- そのように本文を修正する。

（委員）

- 「やまがた緑環境税」の使い方は良いので、山形県だからできる取組みの 1 つとして、全国にもっと宣伝してもいい。
- 治水事業の促進により、ダムの放流警報を聞いたことが無い人も多い。最近豪雨時の雨音で広報車の音も聞き取れない。スピーカーの設置間隔を短くするか、2 ヶ月毎に演習を行うとか、アナログ的な対策を考えてはどうか。

（委員）

- 東北地方全体の取り組みとして、どういう希望が利用者にあるのかと同時に、川に来ない人が何を拒否理由にしているのか、把握に努めていただきたい。

(委員)

- 内水面の漁協、各単協では、定期的に魚のつかみ捕り大会、魚の放流大会などを通して、川の安全利用について地元には伝えている。

(委員)

- 水害リスクを中学生にわかるぐらいの表現で地域にも説明すればよいのでは。
- なるべく分かりやすいような表現で住民の方に伝えていく。

議事 2：事業再評価について

(委員)

- 災害時要配慮者の定義を教えて欲しい。
- 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方々。また、浸水想定区域内に位置する要配慮者施設の位置を減災対策の一環として関連自治体に提供している。

議事 3：知事管理区間の進捗状況について

(委員)

- 県の河川砂防情報システムと国交省の川の防災情報と、同じような情報が2つのサイトで提供されていると、利用者が使いにくい。どういう場合はどちらを見た方が良いという道標を設けることや、重複部分が多い場合は統合することも考えていく必要があるのではないか。
- 使い分けについては国と調整して分かりやすい形で提供していきたい。

(委員)

- 県民協働による維持管理、地域づくりの推進では、県の方でも申請を受けての登録という形ではなく、河川協力団体を育成し、安定的に協力してもらい柔軟性をもった取り組みを考えて欲しい。
- 国から情報を得ながら、しっかり取り組んでいきたい。

(副委員長)

- 国管理区間と同様に、県管理区間でも最上川に関する意見をインターネットで募集してみたい。
- 国と相談しながら、意見を受け入れられるような取り組みをしていきたい。

その他

(委員)

○パブコメをもっと増やす取り組みとして、賞金制とか名利制など、少しでもアイデアも検討されてはどうか。

(委員)

○最上川は、油の流出が東北でも多いので、より一層の周知・広報に力を入れてほしい。

●うっかりミスが多いので、注意喚起の広報を計画的に進めていきたい。

(委員)

○赤川では樹木の繁茂で川が見えず、水難事故発生時等の対応が遅れることが懸念されていると聞いたが、これは全ての河川の課題であり、樹木管理に配慮をお願いしたい。

(委員)

○地域の歴史的な資料や経験等をストックできる仕組みづくりができればと思う。

以上